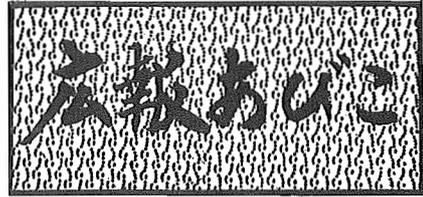


# 道路を愛護いたしましょう



(毎月1日・16日2回発行) 一部2円  
第58号 千葉県我孫子町役場  
電話(あびこ)代表42番  
昭和34年7月30日第三種郵便物認可



## 早春 麦の伸びみえても春の寒さかな

### おもなる記事

- 2面…福祉年金証書引揚者給付金請求公明選挙
- 3面…石油コンロと火事 母子家庭の相談あいて 募集 保育所児除 柏市のねずみ駆除 お酒のマル公廃止 固定資産税台帳の縦覧 電化促進陳情
- 4面…高校進学者の家庭へ 種もみの消毒 町の人口 汲み取り、ごみ取り日程表 沼べり

2	3月1	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	日付	曜	記	事
水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火				
町議会招集予定	布佐支所に業者支払					業者支払日(役場)		入学児童健康診断(我二小)	入学児童健康診断(我四小)		柏市ねずみ駆除(十日から)	種もみ消毒薬配付(布佐支所)	入学児童健康診断(湖北小)	入学児童健康診断(我三小)	種もみ消毒薬配付(産業課)	入学児童健康診断(我一小)	保育所入所児童募集開始	広報五八号 発行	入所児童健康診断(我二小)

## 広報あびこ

(2)

# 福祉年金証書を

## 二月中に交付

### 年金は六月頃支払

老令、障害、母子福祉年金を請求した皆さんには、二月中に一部を除き証書が交付される予定ですから速く交付して頂きたいとします。  
 ・国民年金証書を受領したもので左記のとれかに該当した場合にはその旨役場に届け出て下さい。

●受給者の届出  
 (一)福祉年金を受けている人や、その人の配偶者が厚生年金保険や恩給などの公的年金を受けるようになったとき。  
 (二)老令福祉年金を受けている人の配偶者が老令福祉年金か、障害福祉年金を受けているようになったとき  
 (三)障害福祉年金又は母子福祉年金を受けている人がほかから障害補償や遺族補償を受けたとき  
 (四)母子福祉年金を受けている人を生計を同じくしている子が二十五才以上になつたときや、いままでも生計を別にして二十才以上の子が生計を同じくする機になつたとき  
 (五)母子福祉年金を受けている人が死亡したとき、義務教育を終了したとき  
 (六)母子福祉年金を受けている人が死亡したとき

## 引揚者給付金の

### 請求は五月十六日まで

引揚者の皆様でまだ引揚者給付金及遺族給付金の請求書未提出の方は、提出期限も切迫して居りますので至急提出して下さい。  
 (一)母子福祉年金を受けている人を生計を同じくしている子が二十五才以上になつたとき  
 (二)老令福祉年金を受けている人の配偶者が老令福祉年金か、障害福祉年金を受けているようになったとき  
 (三)障害福祉年金又は母子福祉年金を受けている人がほかから障害補償や遺族補償を受けたとき  
 (四)母子福祉年金を受けている人を生計を同じくしている子が二十五才以上になつたときや、いままでも生計を別にして二十才以上の子が生計を同じくする機になつたとき  
 (五)母子福祉年金を受けている人が死亡したとき、義務教育を終了したとき  
 (六)母子福祉年金を受けている人が死亡したとき

## 「話しあい」を政治に反映

### 公明選挙の推進

去る一月二十七日午前十時から、公明選挙の話しあいの助言者養成講習会を、役員会議室で開催いたしました。ここに集つた人達は、柏市、沼南村、印西町、白井村、我孫子町の青年団や婦人会の人達で、私達の身近なことから話し合つて、私達の生活をより一層、たのしくするために、お互いの話し合い運動を進めていくこととしたものです。その話し合いが政治に反映して、安定した社会を作ることを目的としております。  
 ●公明選挙とはどんなことでしょうか？  
 私達が、生きていくかぎり今の生活より少しでもよくなる人がいふところ、

近代的な生活をいとなむことには、安定した生活とほけなな生活とはできない。なぜなら私達は、隣近所、部落、あるいは町村というものと交差して生きてゆかないからである。即ちわたくしは社会の一員としての個人としての政治のとりかたの良し悪しということ、そのままたくしたちの暮らしを左右することになるのであつて政治こそは、私の生活に直接結びついているものである。そこで、みんなの幸福のために政治をしてもらいたい。そのためにはよりよい選挙をしなければならぬ。ということから「公明選挙運動」が始まりましたのである。  
 (選挙管理委員会)

●受給者死亡のときの届出  
 (一)福祉年金を受ける人が死亡した場合に戸籍の届出をする人は、十四日以内に、証書と戸籍の抄本を添えて届け出て下さい。  
 (二)夫婦受給者が配偶者が死亡した場合は前項届出とともに支給停止関係届を出して三万円支給停止の事由が消除するから証書とともに届け出て下さい。  
 (三)その他は証書のなかりおりに参照して下さい。  
 ●年金証書を受領した年、受領するに支五月の六日頃から指定の郵便局で支払れますから証書と印かん(証書に押した印)を持参受領して下さい。(社会課)

